

事務連絡
令和8年8月27日

都道府県教育委員会指導事務主管課
指定都市教育委員会指導事務主管課
都道府県私立学校事務主管課
国立大学法人附属学校事務主管課 御中
各公立大学法人附属学校担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和9年度教育課程柔軟化サキドリ研究校事業の申請受付について（依頼）

次期学習指導要領に向け中央教育審議会において具体化が進められている「調整授業時数制度」について、導入後の円滑な制度実施に向けた知見の蓄積のため、全国の教育課程柔軟化サキドリ研究校（以下「サキドリ研究校」という。）及びその管理機関である教育委員会等におかれては、令和8年度より先行的に柔軟な教育課程の編成・実施に取り組んでいただいているところです。

こうした中、中央教育審議会総則・評価部会において、調整授業時数制度の具体的な制度設計の在り方が示されるとともに、令和10年度から先行実施を可能とし、サキドリ研究校についても令和9年度において大幅に実施校を増加させる方向性が示されたところです。

これを踏まえ、令和9年度は、令和8年度からの指定校に加え、指定校を大幅に増加させる形で追加募集を実施します。

また、令和8年度に指定されたサキドリ研究校においても、令和9年度から、新たに今回お示しする特例の範囲で教育課程編成を可能とします。このため、新たな特例の範囲や要件等を踏まえ、現在の教育課程について、子供や学校等の課題や実態に応じた変更の要否について検討を行い、令和9年度から教育課程を変更するかどうかに関わらず、改めて指定申請書の御提出をお願いします。

各教育委員会等におかれては、別紙を御参照の上、以下の通り周知を行い、指定申請書を取りまとめ、期日までに御提出をお願いいたします。

周知元	周知先
都道府県教育委員会義務教育主管課	域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会義務教育主管課
都道府県知事	所轄の学校法人
附属学校を置く国公立大学法人	設置する附属学校

※各教育委員会から、申請を検討している学校に対して本事務連絡及び公募要領、指定申請書様式等を共有することは差し支えありません。

なお、今回の追加募集に当たっての説明会の開催及び参加登録については、別途御連絡している「令和9年度教育課程柔軟化サキドリ研究校事業に係る説明会開催について（依頼）」（令和8年7月24日）を御参照ください。

＜本件担当＞
文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係
電話：03-5253-4111（内線2368）
E-mail：kyokyo@mext.go.jp

1 指定申請書作成に当たっての留意事項

- (1) 指定申請書は、【別添 1】公募要領、【別添 2】実施要項を必ず参照の上、添付の様式により作成すること。
- (2) 指定申請書は、原則として管理機関ごとに作成するものがあるが、都道府県内の複数の管理機関が連携して研究開発を行う場合は、共同で 1 通の申請書を作成し、提出すること。

2 指定申請書の提出について

- (1) 提出期限：令和 8 年 11 月 20 日（金）
- (2) 提出先：文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室
E-mail：kyokyo@mext.go.jp
- (3) 提出方法：都道府県教育委員会・指定都市教育委員会は、以下のリンクにファイルをアップロードの上、メールで提出した旨連絡すること。
<https://mext.ent.box.com/f/6538bd8bf25f4657ad6e0dfcb83699a8>
- (4) 提出書類：
 - ①【様式】サキドリ研究校指定申請書
 - ②【様式】別紙 1、2 学校の取組内容
 - ③【様式】別紙 4 申請学校一覧（都道府県・管理機関取りまとめ用）

【提出方法の例】

東京都において 3 つの管理機関から提出があった場合、東京都が以下の 4 件のファイルを提出すること。

ファイル 1 「13：千代田区立文部科学小学校 外 2 校」

ファイル 2 「13：文京区立文部科学小学校 外 1 校」

ファイル 3 「13：東京都立文部科学義務教育学校」

ファイル 4 「13：申請学校一覧（都道府県教育委員会）」

注：都道府県等番号については、記入要領を参照

- ・メールの件名は「都道府県等名：R9 サキドリ研究校事業指定申請書提出」とすること。

3 留意事項

- (1) 令和 9 年度新規指定については、提出された指定申請書に基づき、審査を行い、令和 8 年度指定校については、今回示す要件等に沿って確認を行う予定であること。
- (2) 審査・確認の過程で、指定申請書の内容について文部科学省から問合せをする場合があること。また、問合せの結果を踏まえ、再提出を求める場合があること。
- (3) 文部科学省が実施する他の研究指定事業等（スーパーサイエンスハイスクール等）への申請を予定している場合は、あらかじめ文部科学省にその旨を相談すること。
- (4) 令和 8 年度時点で教育課程特例校及び授業時数特例校として指定を受けている場合であっても、本事業への申請を可能とすること。

（添付書類）

- 01 【別添 1】教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 公募要領
- 02 【別添 2】教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 実施要項
- 03 【様式】令和 9 年度教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 指定申請書 別紙 1～3
- 04 【様式】別紙 4 申請学校一覧（都道府県・管理機関取りまとめ用）